

皆さんの届出の協力で

“正確な住民基本台帳スタート”

四月より新住民基本台帳スタート

長洲町全住民に関する事項を記録した「住民登録簿」が姿を消して来る「四月一日」から新しく住民基本台帳に生れかわります。

御承知のとおり住民登録簿は昭和二十七年当時寄留簿に代つて作成されたもので、以来今日まで住民の記録に関する公簿として皆さんの住所関係の公証のため又町が住民に関する各種行政事務処理の基礎として相当の役割を果してきましたが、社会の進展と、今日のように人の移動の激しい現状下においては、もやは住民福祉の面でも十分なものではなく町における事務処理の合理化、能率化のうえから種々問題が指摘されるようになりこゝにこれに代る住民基本台帳制度がスタートすることになったわけです。

旧住民登録制度と——新住民基本台帳制度との主な相異点を比較しますと別表のとおりです。

◆住民基本台帳に関する事項

(一) 町は住民基本台帳を備えその住民につき正確な記録を常に整備しておことともに、これに基づいて住民に関する事務を行なうこととなっています。

1、住民基本台帳は旧住民登録簿と同様に住民票をもって編成されおりますが、旧住民登録

簿においては世帯ごとに作成されていたのに対し、個人を単位として作成されている。

2、住民票の記載事項には氏名、年生月日、男女の別、世帯主の氏名、およびその統柄、本籍、住所等、旧住民登録法に基づく住民票の記載項目のほか新しく選挙人名簿の登録、国民健康保険および国民年金の被保険者の資格、米穀類の配給に関する事項が加えられている。

3、住民票の記載、消除または記載の修正は届出または職権により行なうものとされている。

4、誰でも町に對して住民基本台帳の閲覧または、住民票の写しの交付を請求することができます。

5、選挙人名簿の登録について行なうこととなっていますが

6、選挙人名簿は、選挙権を有する者について行なう制度が認められる。

7、選挙人名簿は、選挙権を有する者について行なう制度が認められる。

8、又住民税の課税は昭和四十五年度から住民基本台帳に記録されている者について行なうことになる。

9、学令簿は今年四月一日から住民基本台帳に基づいて作成す

る。

◆届出に関する事項

(一) 住民として住所の変更に関する届出はすべてこの法律によつて行なう。

1、住所を変更したときは住民登録法と同様に役場(町民課窓口)に届出ねばならぬ。

2、又住民税の課税は昭和四十五年度から住民基本台帳に記録されている者について行なうことになる。

3、学令簿は今年四月一日から住民基本台帳に基づいて作成す

る。

◆宣言文を採択

“部落推せん等やめる”

明正選挙推進員研修会で

宣言文を採択

明正選挙推進員研修会で

部落推せん等やめる

部落推せん等やめる